

## 浜松市立小中学校施設に係る審査基準及び処分基準

### (目的)

第1条 この要綱は、浜松市立小中学校施設使用料条例(昭和60年浜松市条例第45号。以下「条例」という。)に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び浜松市立小中学校施設使用料条例(昭和60年浜松市条例第45号。以下「条例」という。)に定めるところによる。

### (利用に供する施設)

第3条 利用に供する施設は、小中学校の運動場、体育館、柔剣道場、テニスコート及び卓球室(以下「スポーツ施設」という。)とする。

### (管理責任)

第4条 市民がスポーツ施設を利用する場合、当該施設利用に係る管理責任は浜松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が負うものとし、当該学校の校長には帰属しない。

### (利用許可の申請)

第5条 スポーツ施設を利用しようとする者は、利用する日の属する月の前月1日から10日までにスポーツ施設等利用許可申請書(第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

### (利用の許可に係る審査基準)

第6条 利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、これを行わなければならない。

(1) 利用の申請が学校教育活動や市主催事業等と競合する場合

(2) 利用者が市内に居住、または勤務していない場合

(3) 未成年者のみの利用の場合

(4) 団体の構成員が10名未満の場合(ただし、教育委員会が認めた場合はこの限りでない)

(5) 利用予定人員が施設の収容人数を超える場合その他施設の機能によっては申請者の利用目的を達成することができないと認める場合

(6) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により、施設を利用することができない場合

(7) 第9条の規定に基づき利用を制限する場合

### (利用の許可)

第7条 教育委員会は、前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、適

当と認めるときは、スポーツ施設等利用許可書（第2号様式）を交付する。

（利用日及び時間）

第8条 利用日及び利用時間は学校教育活動に支障のない日とし、利用時間は表のとおりとする。（ただし、教育委員会が認めた場合はこの限りではない）

	午前	午後	夜間
スポーツ施設	9時から 12時まで	1時から 5時まで	6時から 9時まで

（注）照明使用は夜間のみとする。

（利用の制限）

第9条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、スポーツ施設の利用を許可しない。

- （1）政治的又は、宗教活動に利用するおそれがあるとき。
- （2）営利を図る目的で利用するおそれがあるとき。
- （3）学校施設を損傷するおそれがあるとき。
- （4）前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

（使用料の還付に係る審査基準）

第10条 条例第4条に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」とは、天災、事故等により、学校施設の利用が困難となったときをいい、納付済の使用料を還付する。

（許可事項等の取り消し及び変更）

第11条 教育委員会は、次の号の一に該当するときは、利用許可の取り消し又は利用条件の変更をするものとする。

- （1）学校教育活動が行われるとき。
- （2）市又は教育委員会が行事を行うとき。
- （3）条例第2条の規定に違反して使用料を納付しないとき。
- （4）利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- （5）第9条に規定する利用の制限に違反したとき。
- （6）その他管理上支障があると認めるとき。

2 前項の規定により利用条件を変更され、又は利用許可を取り消された者に対し教育委員会は、その損失について補償はしない。

（原状回復の義務）

第12条 利用者は、スポーツ施設の利用を終了したとき、又は前条の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにスポーツ施設を現状に回復しなければならない。

（損害賠償等）

第13条 利用者は、スポーツ施設の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害について教育委員会が定める額を賠償しなければならない。

2 利用者は、スポーツ施設の利用に関し生じた人身事故についてその責めを負うものとする。

(利用の特例)

第14条 教育委員会は、総合型地域スポーツクラブの利用について配慮するものとする。

(委託)

第15条 教育委員会は、浜松市立小中学校スポーツ施設利用運営委員会及び浜松市立小中学校施設利用運営委員会が組織されている場合は、そこにスポーツ施設の管理運営を委託する。

附 則

第1項 この要綱に該当しない事項は、平成18年度までに限り、それぞれ編入前の条例の例による。

第2条 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月25日から施行する。